計画段階配慮事項についての検討その他の手続に係る書類の指定

環境影響評価法の一部を改正する法律附則第六条第一項第一号に掲げる書類であってその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものは、次に掲げるとおりとする。

一　埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱（平成十四年三月二十七日知事決裁）第十二条の規定により作成された戦略的環境影響評価報告書

二　千葉県計画段階環境影響評価実施要綱（平成二十年三月三十一日知事決裁）第五条の規定により作成された計画段階環境配慮検討書

三　環境配慮評価システム実施要綱（平成十四年三月二十八日神奈川県環境農政部長決裁）第五条第一項の規定により作成された環境配慮検討書

四　三重県環境調整システム推進要綱（平成十年三月四日三重県環境安全部長決裁）第三条第一項の規定により作成された環境配慮検討書

五　仙台市環境調整システム実施要綱（平成十二年九月二十九日市長決裁）第四条第一項の規定により作成された構想段階環境配慮検討書（同条第四項の規定による書類が作成されていない場合に限る。）又は同条第四項の規定により作成された構想段階環境配慮方針報告書

六　川崎市環境影響評価に関する条例（平成十一年十二月二十四日条例第四十八号）第八条第一項の規定により作成された環境配慮計画書

七　堺市環境影響評価条例（平成十八年十二月二十二日条例第七十八号）第八条第一項の規定により作成された事前配慮計画書

国会事項

衆議院

議員当選報告書受領

十月二十二日野田内閣総理大臣から横路議長宛、次の報告書を受領した。

内閣総第五二号

平成二十四年十月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

（別紙）

選挙期日	平成二十一年八月三十日
当選人決定年月日	平成二十四年十月十九日
当選告示年月日	平成二十四年十月二十二日
当選証書付与年月日	平成二十四年十月二十二日
衆議院名簿届出政党等の名称	民主党
当選人	渡部　一夫
住所	福島県南相馬市原町区国見町三丁目四五番地の四

人事異動

宮内庁

東宮侍従長

東宮大夫小町恭士帰国につき東宮大夫事務代理を免ずる

東宮侍従　加地　正人

東宮職事務主管大谷圭介帰国につき東宮職事務主管事務代理を免ずる（以上十月二十一日）

東宮侍従　櫛田　泰宏

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年10月24日

大阪労働局長　森岡　雅人

第４号中「１時間822円」を「１時間829円」に改める。

附則

この決定は、平成24年11月30日から効力を生ずる。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十月二十四日

関東経済産業局長　宮川　正

一　件名　秩父ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年十一月十五日　午後二時から

三　場所　秩父地場産センター　経営研修室（埼玉県秩父市宮側町一番七号）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

２　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び秩父ガス株式会社（埼玉県秩父市上町三丁目六番二十号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「秩父ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年十月三十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「秩父ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年十月三十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

薄記

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

秩父ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。